

一般社団法人もも 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ももと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、主に不登校や経済的な理由によって教育を十分に受けることができない子ども・若者（以下、子ども等という。）及びその家族に対してコミュニケーションの場や多様な教育機会を提供する事業をおこなう。また、活動を通して子ども等の背景にある悩みに対し家庭、学校、その他の機関と連携しサポートをおこなう。これらの事業を通して、困難にある子ども等が自分の未来に希望を持てる社会を創ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども等への居場所づくりに関する事業
- (2) 子ども等への学習支援、キャリア教育その他の教育事業
- (3) 子ども等へのワークショップ・体験活動の企画・実施事業
- (4) 子ども等とその保護者に対する相談事業
- (5) 子ども等の居場所づくりと学習支援、社会参加に関する情報収集及び提供事業
- (6) 子ども等の居場所づくりと学習支援、社会参加に関するネットワーク構築事業
- (7) 子ども等の居場所づくりと学習支援、社会参加のための指導者の育成
- (8) 子ども等の居場所づくりと学習支援、社会参加に関する普及啓発事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、理事3名以上8名以内の役員を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第28条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体、特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	伊澤 貴大
設立時理事	真鍋 康正
設立時理事	和栗 雄太
設立時代表理事	香川県高松市 伊澤 貴大

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	香川県高松市	伊澤 貴大
設立時社員	香川県高松市	伊澤 絵理子

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人もも設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年8月1日

設立時社員 伊澤 貴大 印

設立時社員 伊澤 絵理子 印